

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

令和7年度に育児休業を取得した職員は69人でした。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業 (R7.4～ R7.9)	第1号 部分休業 (R7.10～)	第2号 部分休業 (R7.10～)
		うち新規			
取得者合計	69	48	17	17	0
うち女性	35	18	16	15	0
うち男性	34	30	1	2	0

※ 部分休業（第1号部分休業）とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度です。また、第2号部分休業とは、1年に10日相当時間数の範囲内で、1日当たりの上限時間数の定めなく取得できる制度です。なお、いずれの制度においても、休業した時間（期間）に応じた給与が減額されます。